

53 和泉特定獣具使用禁止区域(3)

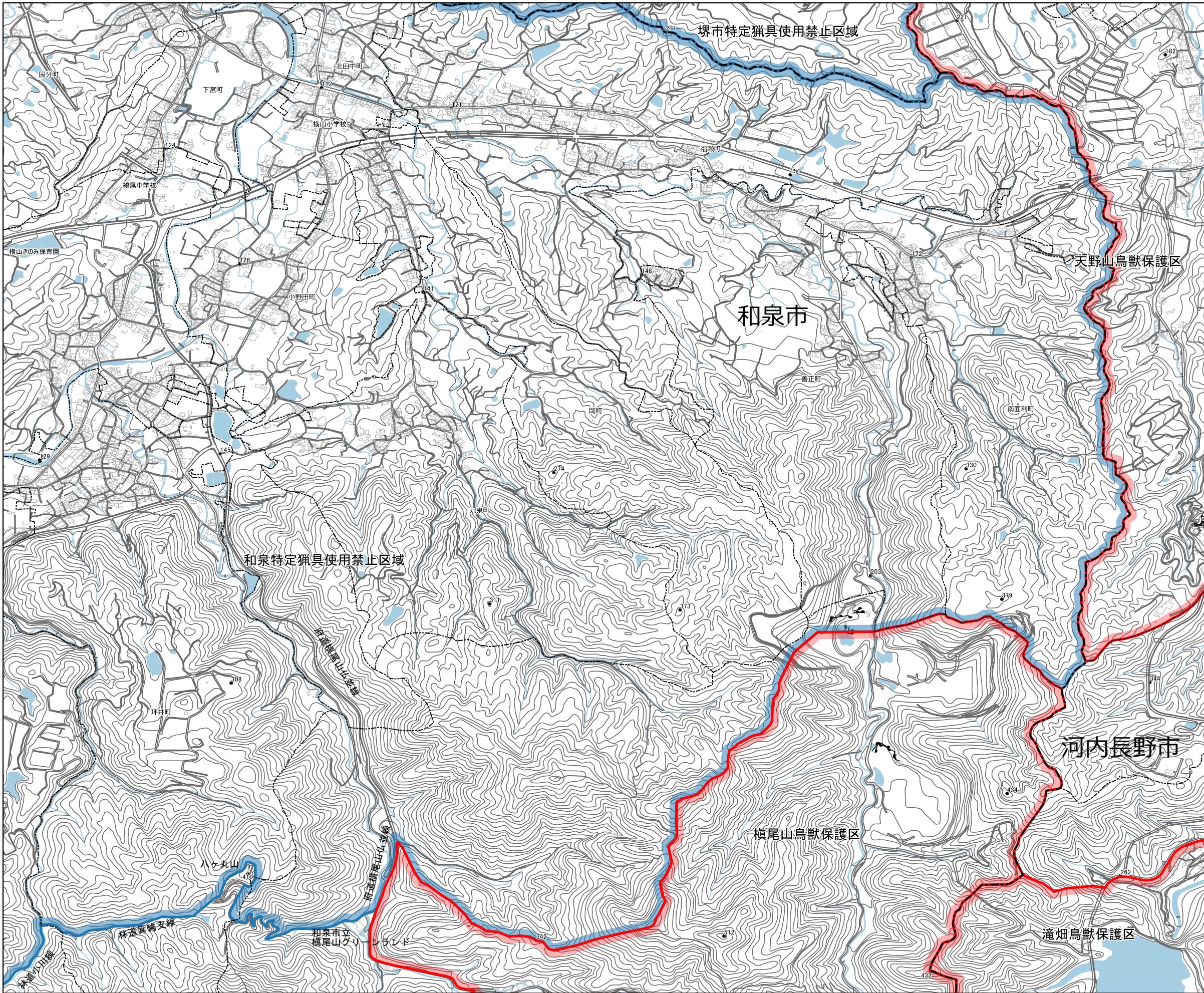
1:10000

0

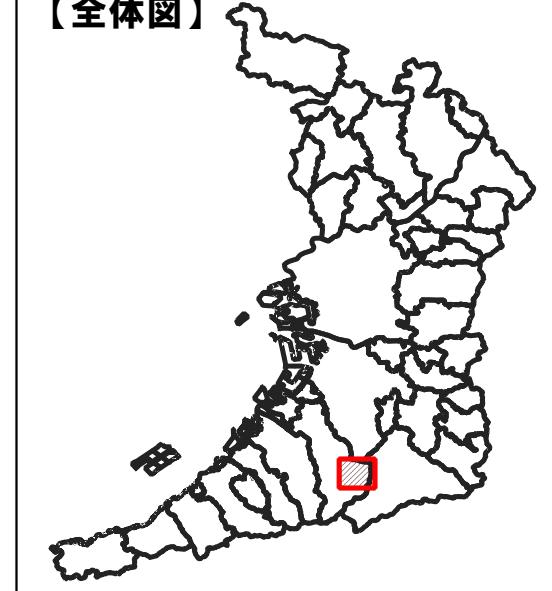
250

500

750



【全体図】



【凡例】

鳥獣保護区



鳥獣保護区特別保護地区



特定獣具使用禁止区域(銃)



鳥獣保護区(他府県)



【指定区域】

市道春木川町2号線と岸和田市との境界を起點とし、府道父鬼和氣線、国道480号線を経て、側川橋から市道側川線に入り、林道タマリ線を経由、同林道の終点(大野町1386)から小川林道の南端に入り、同林道の終点(仏並町1528-4)から林道箕輪支線を経由、同林道の終点(坪井町886)からハケモリ山の山頂に至る。同山頂から槇尾山グリーンランドのハイキングコースを下り府道槇尾山仏並線の接点に至り、同点から府道を約300メートル北進、これより峰づたいに約1,000メートル東へ進み、さらに峰づたいに約1,250メートル北へ進んだ点から直進で東へ約260メートル進み、府道滝畠線に至る。これより尾根をのぼり、峰づたいに和泉市と河内長野市との境界に至る点を終点とする線より北部で、河内長野市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市に囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したもので、各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。

※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R4JHs 414」